

令和 8 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(防衛省大臣官房会計課)

項目名	防衛力強化にかかる財源確保のための税制措置		
税目	—		
要望の内容	我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保するため、税制部分について、「防衛力整備計画」、「令和 5 年度税制改正の大綱」、「令和 6 年度税制改正の大綱」、「令和 7 年度税制改正の大綱」、「所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 74 条」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」を踏まえた税制措置を要望。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	百万円 ( 百万円) ( 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 抜本的に強化される防衛力は、将来にわたって維持・強化していかなければならず、この防衛力を安定的に支えるために必要な、安定的な財源を確保することは重要な課題。この点、「防衛力整備計画について（令和 4 年 12 月 16 日 国家安全保障会議決定 閣議決定）」においては、2027 年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、2023 年度から 2027 年度までの同計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとされている。</p> <p>その上で、税制措置については、「令和 5 年度税制改正の大綱（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）」において法人税、所得税及びたばこ税の 3 税に所要の措置を講ずることとされ、令和 7 年 3 月には「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が成立し、法人税及びたばこ税に係る措置が定められた。所得税に係る税制措置についても、「所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 74 条」において、適当な時期に必要な法制上の措置を講ずることとされているとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」において、これまでの基本的方向性を踏まえつつ、引き続き検討することとされている。</p> <p>財源の確保は防衛力の抜本的強化のため不可欠なものであることから、防衛省として、既往の閣議決定にある措置の実施を引き続き要望することとする。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		—	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昨年から引き続き要望するもの</p>	